

改正

昭和五八年 二月規則第三号
昭和五九年 三月規則第一九号
昭和六〇年 四月規則第一三号
昭和六一年 四月規則第一九号
昭和六三年 四月規則第三二号
平成 六年一二月規則第六五号
平成 八年 三月規則第一三号
平成 八年一〇月規則第五一号
平成一〇年一二月規則第七七号
平成一三年 一月規則第一号
平成一七年 三月規則第一六号
平成一七年 六月規則第六三号
平成二一年 七月三十一日規則第四八号
平成二六年 三月二〇日規則第五号
平成三一年 三月二九日規則第一八号

江戸川区総合文化センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区総合文化センター条例(昭和五十七年七月江戸川区条例第二十四号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 江戸川区総合文化センター(以下「文化センター」という。)の開館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。

一部改正〔平成一七年規則六三号〕

(休館日)

第三条 文化センターの休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、条例第十四条の規定により江戸川区長(以下「区長」という。)が指定する者(以下「指定管理者」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に

休館日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則六三号・三一年一八号〕

(利用時間)

第四条 文化センターの利用時間は、第二条に定める開館時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成一七年規則六三号〕

(利用の登録)

第五条 条例別表に規定する施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ江戸川区（以下「区」という。）に登録するものとする。この場合における登録の区分は、別に区長が定める。

追加〔平成二一年規則四八号〕、一部改正〔平成三一年規則一八号〕

(利用申請)

第六条 条例第四条第一項の規定により、施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の申請の受付時期は、別に区長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めたときは、受付時期前に受け付けることができる。

一部改正〔平成一七年規則六三号・二一年四八号・三一年一八号〕

(利用承認)

第七条 指定管理者は、前条第一項の申請があつたときは、申請の順序により、利用を承認する。ただし、同時に申請があつたときは、抽選により受付の順序を決定する。

2 利用の承認をしたときは、申請した者に対して、利用承認書を交付する。

一部改正〔平成一七年規則六三号・二一年四八号〕

(付帯設備及び利用料金)

第八条 条例第六条第二項に規定する付帯設備及びその利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則六三号・二一年四八号〕

(利用承認の取消願)

第九条 第七条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の申請の取消しをしようとするときは、利用承認取消願を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六三号・二一年四八号・三一年一八号〕

（利用料金の還付）

第十条 条例第七条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

一 条例第九条第三号の規定により利用承認を取り消した場合

施設の利用料金 全額

二 利用者の責任によらない理由によつて利用できない場合

施設の利用料金 全額

三 利用の取消しに相当の理由がある場合で、次に定める期日までに利用承認取消願が提出されたとき。

イ 大ホール（同時に利用しようとした楽屋及びリハーサル室を含む。）

六十日前 施設の利用料金 五割相当額

ロ 小ホール（同時に利用しようとした楽屋及びリハーサル室を含む。）

三十日前 施設の利用料金 五割相当額

ハ イ及びロ以外の施設

十日前 施設の利用料金 五割相当額

2 付帯設備の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書を添えて、還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一〇年規則七七号・一七年六三号・二一年四八号・三一年一八号〕

（特別の設備等の使用）

第十一条 条例第八条の規定により、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、特別の設備等使用願を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六三号・二一年四八号〕

（利用制限の通知）

第十二条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則六三号〕

(利用承認書の提示)

第十三条 利用者は、文化センターの利用に際し、係員に利用承認書を提示しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六三号〕

(禁止行為)

第十四条 利用者又は入場者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設又は付帯設備を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

一部改正〔平成一七年規則六三号〕

(損害賠償の手続)

第十五条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査の上、現物賠償又は賠償額を決定する。
- 3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六三号・三一年一八号〕

(利用の終了の連絡)

第十六条 利用者は、利用が終わつたときは、直ちに係員に連絡し、係員の立会いの上、利用した施設及び付帯設備等の点検を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六三号・三一年一八号〕

(係員の指示)

第十七条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六三号〕

(指定申請書の提出等)

第十八条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 文化センターの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則六三号〕、一部改正〔平成三一年規則一八号〕

(様式)

第十九条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六三号〕

(委任)

第二十条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

追加〔平成一七年規則六三号〕

付 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和五十七年十二月規則第六十号で、同五十七年十二月二十七日から施行)

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一三年一月一八日規則第一号)

1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。

2 この規則による改正後の江戸川区総合文化センター条例施行規則第九条の二、別表第一及び別表第三の規定は、平成十三年四月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年四月一日前に利用する者及びこの規則の施行前に既に承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成一七年三月二五日規則第一六号)

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

付 則 (平成一七年六月二四日規則第六三号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条の次に三条を加える改正規定(第十八条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二一年七月三一日規則第四八号)

1 この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。

2 施設の利用登録その他登録のための必要な準備は、この規則の施行の日前においても行うこと

ができる。

付 則（平成二六年三月二〇日規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江戸川区総合文化センター条例施行規則別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三十一年三月二九日規則第一八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表（第八条関係）

付帯設備利用料金

付帯設備			単位	利用料金	備考	
音 楽 設 備	ピアノ	フルコンA	一台	九、四三〇円	大・小ホール用	調律は含まない。
		フルコンB	一台	四、七二〇円		
		アツプライト	一台	六三〇円	小ホール第四楽屋用	
	ティンパニー		一台	五二〇円		
	バスドラム		一台	五二〇円		
	大太鼓		一台	五二〇円		
	指揮者台		一台	二一〇円		
	指揮者用譜面台		一台	三二〇円		
	演奏者用譜面台		一台	五〇円		
	譜面灯		一個	五〇円		
演奏者用椅子			無料			

	コントラバス用椅子		無料	
舞 台 設 備	オーケストラピット	一式	八、三八〇円	大ホール用
	音響反射板	一式	八、三八〇円	大ホール用
		一式	四、一九〇円	小ホール用
	小迫り	一式	一、〇五〇円	大ホール用
	演壇		無料	
	司会者台		無料	
	折畳みテーブル		無料	
	折畳み椅子		無料	
	議長台		無料	
	所作台	一式	五、二四〇円	大ホール用
		一式	三、一五〇円	小ホール用
	花道用所作台	一側	一、〇五〇円	大ホール用
		一側	六三〇円	小ホール用
	鳥屋囲	一式	一、〇五〇円	大ホール用
		一式	六三〇円	小ホール用
	平台	一台	一〇〇円	
	平台用足	一脚	五〇円	
	平台用開き足	一脚	一〇〇円	
	床几(ぎ)	一脚	二一〇円	
	引き枡	一台	三二〇円	
	振竹	一本	二一〇円	
	雪籠	一式	二一〇円	
	松羽目	一式	一、〇五〇円	大ホール用
		一式	八四〇円	小ホール用
	竹羽目	一式	二、一〇〇円	大ホール用
		一式	一、六八〇円	小ホール用
	屏風(びょうぶ) (金、銀、 鳥の子)	一双	一、〇五〇円	大型
		一双	八四〇円	小型

	能楽用大道具		一式	八、三八〇円	
	袖見切		一式	一、五七〇円	大・小ホール用
	定式幕	一枚		一、〇五〇円	大ホール用
		一枚		八四〇円	小ホール用
	浅黄幕	一對		一、〇五〇円	大ホール用
		一對		八四〇円	小ホール用
	地がすり	一枚		一、〇五〇円	大ホール用
		一枚		八四〇円	小ホール用
	紗(しや)幕	一枚		一、〇五〇円	大ホール用
		一枚		八四〇円	小ホール用
	緋(ひ)毛せん		一枚	一〇〇円	
	高座布団		一枚	一〇〇円	
	長座布団		一枚	一〇〇円	
	上敷		一枚	一〇〇円	
	ステージマット		一枚	五二〇円	
	ドライアイスマシン		一台	二、一〇〇円	
	ジェットファン		一台	五二〇円	
音響設備	マイクロフォン	コンデンサー型	一本	一、〇五〇円	大・小ホール用、スタンド一本付
		ダイナミック型	一本	五二〇円	
		ワイヤレス型	一本	一、〇五〇円	
		ステレオ型	一本	一、〇五〇円	
	マイクロフォンスタンド		一本	一〇〇円	スタンドのみ使用
	ダイレクトボックス		一台	五二〇円	
	マイクロフォン装置	エレベーター	一基	一、〇五〇円	装置のみ使用
		三点吊(づり)	一基	二、一〇〇円	装置のみ使用

	DATレコーダー		一台	六三〇円	大・小ホール用 テープ無し。	
	CDプレイヤー		一台	六三〇円	大・小ホール用	
	MDプレイヤー		一台	六三〇円	大・小ホール用 デイスク無し。	
	テープレコーダー		一台	五二〇円	大・小ホール用 テープ無し。	
	増設用スピーカー		一対	一、〇五〇円	大・小ホール用	
	ポータブルミキサー	A	一台	二、一〇〇円	大・小ホール用	
		B	一台	一、〇五〇円	大・小ホール用	
	拡声装置		一式	五、二四〇円	大ホール用	マイクロフオン (ダイナミック型) 二本付
			一式	三、一五〇円	小ホール用	
	移動用拡声装置		一台	五二〇円	大・小ホール用	
残響付加装置		一式	二、一〇〇円	大・小ホール用		
照明設備	シーリングライト		一列	四、一九〇円	大ホール用	
			一列	三、一五〇円	小ホール用	
	フロントサイドスポットライト		一式	三、六七〇円	大ホール用	
			一式	一、五七〇円	小ホール用	
	プロセミアムスポットライト		一列	二、六二〇円	大ホール用	
			一列	一、五七〇円	小ホール用	
	フットライト		一列	六三〇円	大ホール用	
			一列	四二〇円	小ホール用	
	花道フットライト		一式	三二〇円	大ホール用	
			一式	二一〇円	小ホール用	
	ボーダーライト		一列	一、七八〇円	大ホール用	
			一列	一、一五〇円	小ホール用	
	サスペンションライト		一列	二、二〇〇円	大ホール用	
			一列	一、一五〇円	小ホール用	
	パーライト		一台	八四〇円	一、〇〇〇ワット	大・小ホール用
				五二〇円	五〇〇ワット	

	A C L ライト		一組	一、〇五〇円	(四灯) 大・小ホール用
	I T O ライト		一台	五二〇円	大・小ホール用
	ソースフオー		一台	五二〇円	大・小ホール用
	タワーライト		一回路	五二〇円	大・小ホール用
	アツパーホリゾントラ イト	一式	二、一〇〇円	大ホール用	
		一式	九五〇円	小ホール用	
	ロアーホリゾントライ ト	一式	二、一〇〇円	大ホール用	
		一式	九五〇円	小ホール用	
	ピンスポットライト		一台	一、三六〇円	大・小ホール用
	スポットライト	一台	五二〇円	一キロワット以上	大・小ホール用
		一台	三二〇円	一キロワット未満	
	ストリップライト		一本	三二〇円	大・小ホール用
	リニアエフエクトマ シン		一台	一、〇五〇円	種板付
	エフエクトマシン		一台	一、〇五〇円	種板付
	スピナー		一式	一、五七〇円	
	波マシン		一台	一、〇五〇円	
	リップルマシン		一台	一、〇五〇円	種板付
	芯なしマシン		一台	一、〇五〇円	
	オーロラマシン		一台	一、三六〇円	
	ファイヤーマシン		一台	一、五七〇円	
	ストロボスコープ		一台	一、五七〇円	
	ミラーボール		一台	一、一五〇円	
	星球		一式	一、〇五〇円	
ホ ー ル 映 写	映写機	三十五ミリ・	フィルム 映写五巻 以内 一 台	三、三五〇円	五巻を超える場合は、一卷につき五 二〇円を加算する。大ホール用
		十六ミリ兼用			
		十六ミリ			

設 備			映写五巻 以内 一 台		二〇円を加算する。小ホール用	
	スクリーン		一枚	一、一五〇円	大ホール用	
			一枚	六三〇円	小ホール用	
	仮設スクリーン		一枚	六三〇円	大・小ホール用	
諸 室 設 備	ピアノ(セミコン)		一台	一、〇五〇円	リハーサル・研修 室用	調律は含まな い。
	金屏風		一双	八四〇円		
	展示用スポットライト		一台	五〇円		
	スライド映写機(白熱)		一式	五二〇円	スクリーン付	
	オーバーヘッドプロジ ェクター		一式	一、〇五〇円	スクリーン付	
	ビデオプロジェクター		一式	一、〇五〇円	VHS	
	拡声装置		一式	五二〇円		
	CDプレイヤー		一台	三二〇円		
	MDプレイヤー		一台	三二〇円	ディスク無し。	
	テープレコーダー		一台	三二〇円	テープ無し。	
	マイクロ フォン	ダイナミック 型	一本	三二〇円	スタンド一本付	
		ワイヤレス型	一本	六三〇円		
	マイクロフォンスタン ド		一本	一〇〇円	スタンドのみ使用	
	レーザーポインター		一台	三二〇円		
	ミラーボール		一台	一、一五〇円		
	ミラーボール用スポツ ト		一台	三二〇円		
	茶道具		一式	一、〇五〇円		
	華道具		一式	一、〇五〇円		

	駐車場	一時間	小型・普通車	最初の一時間 二〇〇円	
				以後 一〇〇円	
			大型車	最初の一時間 六〇〇円	
				以後 三〇〇円	
その他の設備	シャワー設備	一室	一、〇五〇円		
	電源料	一キロワットまで	二五〇円		一キロワットを超え、一キロワット増すごとに二五〇円
	テレビ放送用配線等引込み設備	一式	一〇、四八〇円		大・小ホール用
	ラジオ放送用配線等引込み設備	一式	五、二四〇円		大・小ホール用

備考

- 一 付帯設備（駐車場を除く。以下同じ。）の利用料金は、条例別表に規定する午前の部、午後の部、夜間の部のそれぞれを一単位とし、全日は三単位として計算する。ただし、展示用スポットライトは、全日を一単位とする。
- 二 条例別表備考第四号及び第五号に規定する利用に係る一時間当たりの付帯設備の利用料金は、利用料金を四で除して得た額を上限として、指定管理者が定めた額とする。
- 三 第四条の規定にかかわらず、駐車場の利用時間は、午前零時から午後十二時までとすることができる。

全部改正〔平成三一年規則一八号〕